



2022年5月20日

各 位

会 社 名 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮下 功
(コード番号2296 東証プライム)
問合せ先 広報 I R 室長 加藤 勝
(TEL 03-5723-6889)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第6期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的について

当社グループ事業の現状に合わせて事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条を変更するものです。

(2) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条を変更するものです。

なお、本定款変更に関しては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令の定めに基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

(3) 電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考資料等の電子提供制度導入に備えるため、定款第14条を変更するとともに、これらの変更に関しまして、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

- ① 現行定款第14条は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものです。
- ② 変更案 第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ③ 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主の皆様に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(1)事業目的について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2条(目的) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8. <条文省略> 9. 米穀類、パン、菓子類の製造及び販売 10. ソース、調味料類の製造及び販売 11. ～27. <条文省略>	第2条(目的) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8. <現行どおり> 9. 米穀類、 <u>麺類</u> 、パン、菓子類の製造及び販売 10. ソース、調味料類、 <u>エキス系調味料類</u> の製造及び販売 11. ～27. <現行どおり>

(2)場所の定めのない株主総会について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第12条(株主総会の招集) 当社は、毎年6月に定時株主総会を招集し、必要に応じて臨時株主総会を招集する。 <新設>	第12条(株主総会の招集) <u>(1)当社は、毎年6月に定時株主総会を招集し、必要に応じて臨時株主総会を招集する。</u> <u>(2)当社は、感染症拡大又は自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

(3)電子提供制度について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設>	<削除> 第14条(電子提供措置等) <u>(1)当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>(2)当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
<新設>	附則 <u>(1)第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下施行日という。)から効力を生ずるものとする。</u>

(2)前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

(3)本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上